

幸手市議会議員
本田ようこ

〒340-0164
幸手市香日向３-10-16
TEL: 080-5137-4539

― 緊急臨時号 ―
幸せの手

「政務活動費」について改めて調べてみました。



この幸せの手でも何回も取り上げています。
事の始まりは、ある議員が私の政務活動費について疑義を唱えたことからでした。
私自身、誤解を受けたことから勘違いもあるかもしれないと、
改めて政務活動費について調べることにしました。

幸手市議会政務活動費の交付に関する条例（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第４条
政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

項目	内　容	主な例
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研　修　費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費参加費等
広　報　費	**議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費**	**広報紙・報告書等印刷費**、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広　聴　費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会　議　費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、リース代等
資料購入費	**議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費**	書籍購入費、**新聞雑誌購読料**、有料データベース利用料等
人　件　費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、リース代

「幸手市議会」はどうなってるのか!! シリーズ（その6）

政務活動費の扱い方

市民の皆様はどう思われますか？

■政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものです。

＊情報公開は幸手市役所の庶務課で手続きさえすれば、公文書であれば誰でも見ることが出来ます。
市民の権利です。

私自身の反省を基に、情報公開請求をして調べていたところ、いくつかの問題点が出て来ました。

A 議員→令和７年度政務活動費収支報告書に研修報告書が入っていなかった。（10月1日閲覧し確認）
B 議員→　　同上
C 議員→令和７年度政務活動費収支報告書の資料購入費・新聞雑誌購読料の領収書に不備があった。
（複数の新聞購読料の領収書の一方を消したもの、日付なし。これが議員選出の監査委員でいいのか）

幸手市議会政務活動費の交付に関する条例

（収支報告書の提出）
第５条　政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

原因は

議員 ⇨ 議員としての常識が欠如

議会事務局 ⇨ チェック機能の低下
（受付時に未然に防げた）

A～C 議員は私の政務活動費に対し疑義を唱えた多数議員の方々で、しかも私と同期の方々です。
この方々が私に疑義を持たれたことに対しては、とても残念に思いました。私の政務活動費は、
全国市議会議長会に問い合せしても「合法」とあきらかになり、違反ではありません。

しかし、このような事例は改めなければなりません。その為には「風通しを良くする」こと。
つまり、議会として政務活動費に係る資料全てを公開することだと私は考えます。
お隣の久喜市では約 10 年前からホームページで政務活動費を公開しています。
また、その久喜市と同じように急に政務活動費を３倍（久喜市と同じ年間１人 36 万円）にした幸手市議会です。増額になっても条例や規約は、整備または改正をしていません。
この様なゆるい皆様の税金の扱い方でよいのでしょうか。

編集後記

幸手市議会だより１１月号をご覧になりましたか。市民の方からの声を紹介致します。
最初に、私は広報編集委員ではないので、率直にその声を受け止めました。
「議会はどのようなことをチェックしているのか。」・・・そうですよね、あの市議会だよりでは結果だけ。
各常任委員会の報告もなく、予算の討論もなく、議員決議案もなく、全く見えません。
おかしいですよね。「議会は、西口開発のこと、これからの東小中学校のこと、庁舎建替えのこと、
そして、残業代の裁判のこと、下水道代未徴収のことなどいろいろ、どう考えているのか？
それこそチェック機能を果たしているのか？」・・・市民が知りたいことは市議会だよりには出ていないということですね。市議会だよりとは、市の広告ではありません。
市議会の活動を市民の皆様にお伝えし、市民と議会をつなぐ広報紙です。
役割を果たしていないと思われた議会広報紙「SATTE　GIKAI」は、市民の皆様の税金でつくられています。本当にこれでよいのでしょうか、私は問題ありと思います。